

3 長薬発第 1351 号
令和 4 年 3 月 30 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

一般社団法人長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

新型コロナウイルス感染症に対するオミクロン株流行下における
積極的疫学調査について（依頼）

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、感染・伝播性の高いオミクロン株により陽性者高止まりする中で、社会経済活動や地域医療、保健所機能等への影響が大きく懸念される事態が生じています。

このような状況下において、令和 4 年 3 月 16 日付け厚生労働省通知により、保健所の積極的疫学調査について方針が示されました。

長野県では通知を受け、保健所が行う積極的疫学調査を集中的に実施し、「重症化リスクの高い方を守ることを」対策の重点とすることで、社会機能の維持と感染拡大防止の両立を図ることが、3 月 29 日開催の新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において決定した旨、長野県知事から通知がありました。

つきましては、貴会(部会)会員等に対し本内容についてご周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

長野県薬剤師会 事務局長 中島 / 総務課 吉野
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
☎TEL : 0263-34-5511 📠FAX : 0263-34-0075
E-mail somu3@naganokenyaku.or.jp

3 葉第 620 号
3 感第 920 号
令和 4 年(2022 年) 3 月 29 日

関係機関の長 様

長野県知事 阿部 守一

新型コロナウイルス感染症に対するオミクロン株流行下における
積極的疫学調査について (依頼)

新型コロナウイルス感染症から県民の皆様の命と健康を守るためには、陽性者を早期発見し、感染拡大を防止することに加え、患者を迅速に適切な療養へと繋げることが重要です。

現在、感染・伝播性の高いオミクロン株により陽性者高止まりする中で、社会経済活動や地域医療、保健所機能等への影響が大きく懸念される事態が生じています。

このような状況下において、令和 4 年 3 月 16 日付け厚生労働省通知により、保健所の積極的疫学調査について方針が示されました。

本県では通知を受け、保健所が行う積極的疫学調査を集中的に実施し、「重症化リスクの高い方を守ること」を対策の重点とすることで、社会機能の維持と感染拡大防止の両立を図ることが、令和 4 年 3 月 29 日に開催された新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議で決定されました。

つきましては、下記についてご理解、御協力いただくとともに、貴部局の所管団体に所属する会員の皆様への周知に御配意願います。

なお、以下について長野県ホームページに掲載しましたのでご承知ください。

記

1 期間

令和 4 年 3 月 29 日 (火) から当面の間

2 保健所の調査について (別紙参照)

保健所は、新型コロナウイルス感染症陽性者の方と同居の方、またハイリスク施設に対して調査を行い、濃厚接触者と特定された者の内、ハイリスク者及びハイリスク施設職員に検査を実施します。

また、保育所、幼稚園、小学校等については、陽性者が発生した施設、学校等が調査を行い、その調査結果をもとに、保健所が濃厚接触者の特定を行います。濃厚接触者と特定された者の内、ハイリスク者、ハイリスク者と同居している者、ハイリスク者が在席する特別支援学校に対して検査を実施します。

上記以外の事業所等については、保健所は調査、検査、濃厚接触者の特定および外出自粛の要請は行いません。

事業所内で陽性者が確認されたら、陽性者の感染可能期間中に陽性者と接触があった方に対し、以下の対応を依頼してください。

3 陽性者が確認された事業所が行う事項

(1) 陽性者と接触があった方全員に依頼する事項

陽性者の感染可能期間に接触があった方全員に以下をお願いしてください。

(感染可能期間、濃厚接触の可能性のある接触：別添チェックリスト参照)

ア 健康観察

- ・健康観察期間：新型コロナウイルス感染症患者と接触があった日の翌日から7日間、ご自身で健康観察をしていただきます。
- ・発熱、咳、のどの痛み、倦怠感などの症状がみられたら、まずはかかりつけ医に電話で陽性者と接触があったことをお伝えいただいた上で、受診してください。
- ・かかりつけ医がない場合は、受診・相談センターにご相談ください。
受診・相談センター

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shi-pei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-soudan.html>

イ 感染リスクの高い行動を控えること

- ・陽性者と接触があったことのみを理由として、出勤を制限する必要はありませんが、抗原定性検査キット等で自主検査を行うことを推奨します。
- ・健康観察期間が経過するまでは、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えてください。

※抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いてください。

検査キットの承認情報

https://www.nhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html (厚生労働省ホームページ)

※問い合わせに対応できる医薬品卸業者等については、下記をご参照ください。

https://www.nhlw.go.jp/stf/sei-sakuni-tsui-te/bunya/0000121431_00296.html

(厚生労働省ホームページ)

(2) 陽性者と感染可能期間に接触があった方の内、濃厚接触の可能性のある方にお問い合わせする事項

健康観察期間中は、出勤を含む外出の自粛を検討してください。

- ・仕事は、在宅勤務や休暇等、他者との接触がなくなるようようご本人と調整をお願いします。
- ・買い物は、ネットスーパーの利用や家族や知人等に頼む等の方法も検討いただき、店へ行く場合は、混雑していない時間帯を選び、マスクの着用等感染対策をいただいた上で、短時間で済ませるようお願いしてください。

4 長野県ホームページ

[https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-](https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-tai-saku/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-epi-demol-ogi-cal-survey.html)

[tai-saku/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-epi-demol-ogi-cal-survey.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-tai-saku/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-epi-demol-ogi-cal-survey.html)

薬事管理課 薬事温泉係
(課長) 小池 裕司 (担当) 大蔵 直樹
電話 026-235-7157 (直通)
ファクシミリ 026-235-7398
E mail yakuj i@pref.nagano.lg.jp

感染症対策課 感染症対応担当
(課長) 大日方 隆 (担当) 黒崎 加容子
電話 026-235-7148 (直通)
ファクシミリ 026-235-7334
E mail kansen@pref.nagano.lg.jp

長野県では、オミクロン株の特徴を踏まえ、社会機能を維持しながら県民の皆様の命と健康を守るため、保健所における濃厚接触者の調査・特定及び行動制限等について、当面の間、以下のとおりとします。

① 陽性者の同居者

- 保健所が濃厚接触者を特定し、健康観察・外出自粛等を要請
 - ✓ 濃厚接触者は陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）の翌日又は感染対策を講じた日の翌日から7日間待機^{※1,2}
- 原則、濃厚接触者のうちハイリスク者^{※3}及びハイリスク施設職員に対し行政検査を実施



② ハイリスク施設（医療機関、高齢者・障害者施設等）

対象施設は裏面

- 保健所が濃厚接触者を特定し、健康観察・外出自粛等を要請
 - ✓ 濃厚接触者は陽性者との最終接触日の翌日から7日間待機^{※2,4}
- 濃厚接触者に対し行政検査を実施



③ 保育所、幼稚園、小学校等

対象施設は裏面

- 施設・学校等の協力の下、保健所が濃厚接触者を特定
- 施設・学校等から濃厚接触者へ健康観察・外出自粛等を依頼
 - ✓ 濃厚接触者は陽性者との最終接触日の翌日から7日間待機^{※2,4}
- 原則、濃厚接触者のうちハイリスク者^{※3}、ハイリスク者と同居している者、ハイリスク者が在籍する特別支援学校に対し行政検査を実施^{※5}



④ 事業所等（②、③除く）

- 原則、保健所による濃厚接触者の調査及び外出自粛等の要請は実施しない（集団感染の発生時等は、必要に応じて保健所による濃厚接触者の調査や行政検査を実施）
- 陽性者が確認された事業所等には自主的な感染対策を要請
 - ✓ 陽性者と接触があったことのみを理由として出勤を制限する必要はないが、抗原定性検査キットによる自主検査等を推奨
 - ✓ 陽性者と接触があった方は、最終接触日の翌日から7日間はハイリスク者^{※3}との接触、ハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食やイベントを控える
 - ✓ 感染対策を行わずに陽性者と飲食をした場合等は、出勤を含む7日間の外出自粛の感染拡大防止対策の実施等



※1 新たに別の同居者の陽性が確認された場合は、改めて待機期間を設定する

※2 4日目と5日目に抗原定性検査キット（薬事承認されたものに限る）で陰性の場合、5日目に待機解除が可（保健所へ待機解除の連絡は不要）

※3 ハイリスク者とは高齢者や基礎疾患を有する者など、感染した場合に重症化リスクの高い者をいう

※4 毎日の検査等により待機期間中の業務への従事が可（要件の詳細は裏面を参照）

※5 休園が困難な保育所等の職員には抗原定性検査キットを配付

- 陽性者と接触した方は、最終接触日の翌日から7日間は、感染リスクの高い場所の利用や会食等を控え、特にハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問を控えるようお願いします。
- また、検温等自身の健康観察に努め、症状が現れた場合は速やかに医療機関を受診してください。

高齢者施設等に該当する施設

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

※通所・訪問系の事業所については、入浴介助・食事介助などの接触状況等に応じて対象とします

障害者施設等に該当する施設

障害者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合のみ）、福祉ホーム、短期入所事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練事業所、障害児入所施設

※通所・訪問系の事業所については、入浴介助・食事介助などの接触状況等に応じて対象とします

保育所、幼稚園、小学校等に該当する施設

保育所（地域型保育事業所、認可外保育施設含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、放課後児童クラブ

上記施設において、濃厚接触者が待機期間中に業務に従事するためには、次の要件を満たす必要があります

- 他の職員による代替が困難な職員であること
- 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後※¹に陽性者と接触があり、濃厚接触者に特定された者であること
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査（PCR検査等）又は抗原定量検査※²により検査を行い、陰性が確認されていること
- 濃厚接触者である当該職員の業務を、施設の管理者（施設長、園長、校長等）が了解していること

※¹ 2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後も可

※² 当該検査による実施が困難な場合は、抗原定性検査キットでも可



新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された事業所等の方へ

長野県では、オミクロン株の特徴を踏まえ、社会機能を維持しながら県民の皆様の命と健康を守るため、保健所における濃厚接触者の調査・特定及び行動制限等について、当面の間、以下のとおり対応することとしますので、ご協力をお願いします。

陽性者との接触場所	濃厚接触者の調査・特定	濃厚接触者への行動制限等
① 同居者	保健所が実施	保健所から外出自粛等を要請
② ハイリスク施設※1	保健所が実施	保健所から外出自粛等を要請
③ 保育所、幼稚園、小学校等	施設・学校等の協力の下、保健所が実施	施設・学校等が外出自粛等を依頼
④ 事業所等 (②、③除く)	原則、保健所は実施しない (集団感染発生時等は保健所が実施する場合もあり)	保健所から外出自粛等を要請しない (行動制限をかけない)が、自主的な健康観察・感染拡大防止対策を要請

事業所等内で陽性者が確認されたら、陽性者の感染可能期間中※2に陽性者と接触※3があった方に対し、以下の対応を依頼してください

1 自身の健康観察を行ってください

- ✓ 健康観察期間中※4は、毎日体温測定を行い自身の健康観察を実施してください
- ✓ 発熱、咳、のどの痛み、倦怠感などの症状がみられたら、かかりつけ医に電話で陽性者と接触があったことを相談の上、受診してください（かかりつけ医がない場合は、裏面に記載の受診・相談センターに相談してください）

2 感染リスクの高い行動を控えるようご協力ください

- ✓ 陽性者と接触があったことのみを理由として、出勤を制限する必要はありませんが、抗原定性検査キットによる自主検査等を推奨します
- ✓ 健康観察期間中のハイリスク者※5との接触やハイリスク施設※1への訪問、不特定多数の者が集まる飲食やイベントの参加等を控えてください

**接触者のうち濃厚接触の可能性のある方は、以下についてもご協力をお願いします
(濃厚接触に該当するかどうかは、裏面のチェックリストを参考にしてください)**

- ✓ 健康観察期間中は、出勤を含む外出の自粛を検討してください
(仕事は在宅勤務や休暇等、他者との接触がなくなるよう職場と調整してください)
- ✓ 買い物は、ネットスーパーで行っていただくか、店舗を利用する場合は混雑していない時間帯に店舗に行き、マスクの着用等感染対策をした上で短時間で済ませてください

※1 医療機関、高齢者・障害者施設等、重症化リスクの高い方の利用が多い施設をさします

※2 陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）の2日前から療養終了日までの間をいい、周囲の方に感染させる可能性がある期間となります

※3 接触者は、一緒に行動を供にした方、一緒に作業を行った方、同じ執務室で業務を行った方等幅広く対象としていただくようお願いします

※4 陽性者との最終接触日の翌日から7日間を健康観察期間といいます

※5 高齢者や基礎疾患を有する方など、感染した場合に重症化リスクの高い方をいいます



☐ 陽性者と接触した方にご確認いただきたいこと



- (A) 陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日） 令和 年 月 日
 (B) (A) の2日前の日※ 令和 年 月 日
 (C) あなたが陽性者と最後に接触した日 令和 年 月 日

※ (B) の日から療養終了日までは、周囲の方に感染させる可能性がある期間です。
 療養終了日は、原則として有症状者は発症日の翌日から10日間経過した日、無症状者は検体採取日の翌日から7日間経過した日となります。

(C) の日付は (B) より後の日又は同日ですか？

いいえ（前です）

濃厚接触には当たりません

はい（感染可能期間に接触があります）

いいえ（ひとつも該当しません）

感染可能期間中（(B)以降の日）に以下のような接触をしましたか？

- 屋内外を問わず、一緒に食事・喫煙をした
- マスクで鼻、口がおおわれていない状態で、近距離（目安として1～2m以内）で15分以上会話をした
- 電話等を共有しており、こまめにアルコール消毒する等の感染対策を行っていない
- マスクをしていても換気の乏しい空間に長時間（目安として1時間以上）一緒にいた

ひとつでも当てはまる場合は「はい」へ

はい

濃厚接触の可能性がります

- (C) の日付の翌日から7日間は、検温等自身の健康観察を行い、出勤を含む外出の自粛を検討してください
- 症状がみられたら、速やかに医療機関に事前連絡の上、受診してください

※かかりつけ医がない場合は、お住まいの地域の受診・相談センター（下表）にご相談ください

例えば、次のような事例が該当します

- 窓が開いていない更衣室で長時間会話した
- 自動車に換気をしないで長時間同乗した
- 狭い会議室で換気せずに長時間会議をした
- 同じ寮で生活しており、談話室等で換気せずに長時間会話した



受診・相談センター（24時間対応）

地域	電話番号	地域	電話番号
佐久	0267-63-3178	木曾	0264-25-2227
上田	0268-25-7178	松本	0263-40-1939
諏訪	0266-57-2930	大町	0261-23-6560
伊那	0265-76-6822	長野	026-225-9305
飯田	0265-53-0435	北信	0269-67-0249

※長野市、松本市にお住まいの方は、市の保健所にお問い合わせください。

長野市保健所	平日 8:30～17:15 026-226-9964 休日・夜間 17:15～8:30 070-2828-6398
松本市保健所	0263-47-5670（24時間）